

2026年度

湘南ひらつか 福祉事業所合同説明会・見学会

福祉事業所 一覧

(参加事業所)

福祉のまち
ひらつか

Hiratsuka City

小田原厚木道路

東海道新幹線

129

平塚市役所

1

平塚駅

東海道本線

134

相模川

湘南平

花水川

YouTubeにてご案内!



この事業は赤い羽根募金の配分金が使われています

まえがき

湘南ひらつか福祉事業所合同説明会・見学会は、おかげ様でこのたび11回目を迎えます。始まりは2015年湘南支援学校の学校評議員会で保護者の提案と福祉事業所の意見が一致して、学校、ありがとう運営協議会の熱意と実行力をもって実現したことによります。それは県立支援学校6校をはじめ、平塚市の各担当課、平塚市教育委員会、平塚市社会福祉協議会の協力もいただき、県立、市立のタテ割りをなくした画期的なモデル事業とされており、「福祉のまち、ひらつか」ならではの事業です。

就学前のお子様から卒業後の成人の方までと対象者は広く、福祉的就労先の事業所の説明を直接受けて、その後の見学を経て、ご本人の希望に沿った事業所を選んで決めてもらえるシステムです。保護者皆様にはぜひ、この機会をご活用いただければと存じます。

福祉事業所の事業形態について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」により定められた日中活動に係るサービスは次のとおりです。

① 就労移行支援

一般企業への就労を目指す人たちのための福祉サービスです。訓練等を通して企業就労のための様々なスキルを育てます。受注作業以外に企業実習も行いながら、随時就労につなげていきます。

ただし、このサービスは「2年間の有期限利用」なので、期限内に企業就労が困難だった場合は、就労継続支援等のサービスへの移行が必要になります。実際の就労状況は、事業所によって様々です。

② 就労継続支援B型

一般企業への就労に向けて継続的に支援していくという点では、前述のサービスと同様です。ただし、幅広い年齢層で利用されているため福祉的就労の場となっており、利用者は長い期間の利用が可能です。受注作業や自主製品の製作などに取り組み、月額で1万7千円程度(令和4年度全国実績)の工賃を得ているのが平均的です。国の基準で、月額最低3千円の工賃保障が事業所に対して求められています。

就労継続支援B型に関しては、就労面のアセスメントを就労移行支援事業所等が行う必要があるとされていますが、特別支援学校等の高等部等の在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、特別支援学校等からアセスメント結果が提供された場合、就労アセスメントを受けたとみなすことができます。B型事業所は工賃向上を目指す形態と、生産活動や地域活動に参加する形態があります。

③ 就労継続支援A型

一般企業への就労に向けて継続的に支援するという点では、就労移行支援と同様です。ただ、このサービスには期限がなく、長い期間の利用が可能です。

このサービスの特徴は、事業所が利用者と雇用契約を結ぶことにより、原則的には最低賃金を保障していることです。このため、利用者には賃金に応じた労働生産性が求められます。

また、事業所としても賃金に見合った収益性の高い事業に取り組む必要があるため、この事業形態をとっている事業所は多くありません。

④ 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を2年程度の有期限で行うサービスとされています。

⑤ 生活介護

作業中心の活動よりも、余暇、文化的活動、創作的活動が適している人のためのサービスといえます。職員配置が他のサービスに比べて手厚く、送迎サービスを行っている事業所が多いのが特徴です。また、利用期限等はありません。

軽作業や文化的活動、外出(歩行)などを組み合わせた、ゆとりのある日課が基本となりますが、活動内容は各事業所によって違いがあります。余暇活動が中心の事業所から、作業の比重が比較的高い事業所まで様々です。

※「生活介護」の利用については、障害支援区分3以上の認定が必要です。

⑥ 地域活動支援センター

前述の5つ事業形態は、国が主体となる全国一律のサービスですが、この「地域活動支援センター」については市町村が主体となるもので、自治体によって設置状況が異なります(設置していない市町村もあります)。

このサービスを現在行っている事業所は、旧来の「地域作業所」が新法の枠組みで「地域活動支援センター」へと移行したケースがほとんどです。したがって活動内容は、就労継続B型と同じく受注作業や自主製品の製作などが中心となっていますが、月額最低工賃保障のルールはなく、作業能力にかかわらず幅広い利用者を受け入れている事業所もあります。利用期限等はありません。

⑦ 就労選択支援

就労系障害福祉サービスや一般就労を希望される方を対象に、原則1か月、就労先や働き方について、よりよい選択ができるようにするため「就労アセスメント」の手法を活用してご本人の希望や能力・適性に合った選択を支援します。在学中の実習のなかでも利用できる制度です。

⑧ その他

平成30年度より「自立生活援助」「就労定着支援」「共生型サービス」「居宅訪問型児童発達支援」が新設されました。

つながる 61の 福祉事業所

